

里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）事業報告

1. はじめに

4月当初、職員は、それぞれに里親支援に多くの期待と希望をもって入職した者たちであった。そして、右も左も分からない中で各自が自らの業務にあたりつつも、互いの業務内容も理解し、必要に応じて役職をまたいで連携をして精一杯業務に取り組んできた。

今年度のフォスタリング機関の中心課題は、児童相談所の今までの取り組みを丁寧に引き継ぐことで、里親子へ余計な負担や困り感を持たせないことである。そのためには、児童相談所とは対等な協力関係にあることは前提にしつつも、指導・支援を仰ぎ、謙虚に学ぶ姿勢が求められた。

職員全員が所内にいることから、児童相談所職員と情報を共有しやすい環境である。立川児童相談所職員には、丁寧に業務の引継ぎをしていただいた。

年度前半の中間総括を行って到達点と課題を整理し、取組み方針を作り直した。とりわけ様々な意見が出されていた組織運営については、アンケートを行って意見を集約して未整備だった方針を確立して再スタートした。

2. 運営

(1) 会議

①モーニングミーティング

毎朝のミーティング、9時から45分ほどを実施した。里親家庭ケースに関する情報、その他リクルート、里親サロン、里親研修等に関する予定を児童相談所職員、フォスタリング機関職員同士で共有する機会とできた。記録ノートを用意してフォスタリング職員持ち回りで記録を作成し、参加できない職員にも情報を共有することができた。

②担当者会議

持ち回りで議長を務め、議長が事前に話し合う内容を、①協議事項②報告事項③継続協議の3つに整理しておくことで効率の良い会議運営ができた。

③本院会議

2か月に1回程度実施。日常的には話すことが難しい話題、組織としての理念・価値の共有、年間行事予定、役割分担等に関してもじっくりと意見を交換し、合意にいたることができた。

(2) 愛恵会乳児院との関係について

窓口となる職員が中心となって、情報を共有することができた。フォスタリング機関職員が新生児委託サロンに参加したり、新生児委託推進員がフォスタリング機関のサロンに参加するなど、相互交流をすることができた。

(3) 関係機関（立川児相、里親会等）との連携・協力について

①児童相談所

年度前半には児童相談所から言われたことをこなすので精いっぱいという状況であったが、年度後半にはフォスタリングとしての意見を児童相談所に伝えることもできるように

なってきた。里親家庭を訪問する機会が多い職員と少ない職員との間で、里親家庭の把握にばらつきがあった。

②里親会

さくら支部会、支部役員会、3役との話し合い、児童相談所・フォスタリング機関との話し合い、支部会主催サロン等様々な場があり、フォスタリング機関としてどこまで参加できるかを里親に明示できなかった。

③フォスタリング連絡会

各職種の職員が数名、毎回出席し他機関の現状を知ることができた。都庁での職種別会議には毎回該当職員が出席し、自分たちの抱える課題等に関して話し合う場を持てた。

3. 個別の事業の実施について

(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業（里親リクルーター、区市町村連携コーディネーター）

①里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取り組み

管内における取組状況の把握と支援、効果的な里親開拓の企画検討を行う。

「里親になりたい人」「里親に興味がある人」を対象として、オンライン、対面にて「制度説明会」を行った。月1回計画し、フォスタリングホームページに開催日程を随時アップした。

②管内の関係団体等への普及啓発やターゲットを絞った里親開拓を行う。

年度当初、7市3町1村子ども家庭支援センター等の関係機関を訪問、普及啓発を行った。「知ってもらう（里親子が暮らしやすい地域づくりのために）」、「知ってもらう（里親家庭を増やして里親委託率拡大）」を目的に「出前講座」としてファミリーサポート研修・東京都立福生高校にて特別授業を行った。

③里親登録への関心を有する都民への個別な働きかけや、里親に関する情報に触れることができるイベントの開催を行う。

関係機関において里親制度についてのチラシ入り除菌液・名前入り風船・入浴剤を配架、パネル展示を行った。

(2) 里親研修・トレーニング等事業（里親トレーナー）

①管轄エリアが広域なため、アクセスを考慮した会場選定が必要であった。同時に、保育を要する場合の部屋の確保及び保育に適した環境にも配慮が必要であった。

② 講師選定に関して、児童の健康に関する内容の講義は医療職に依頼する必要がある、オンライン配信の条件で講師を見つけることができた。

③ 受講者に親族里親、養育家庭（親族）が多数おり、一般の養育家庭希望者とは性質がかなり異なる（親族の不幸などを原因としている）ため、研修内容への配慮が必要であった。また、養子縁組里親希望の家庭が前半2回は1件もなく、今後の実施は、講師への事前説明を含めて検討する必要がある。

④ スキルアップ研修として、認定こども園での実習と、真実告知に関する当事者体験談を実施した。

(3) 里親委託推進等事業（里親等委託調整員）

1) 里親新規登録・登録更新手続

①里親新規登録

問い合わせの段階では相手の様子を窺い業務的にならないように寄り添いながら聞き取ることを意識した。電話口から温度感を感じ取り、どのような認識なのか判断を行い制度説明会へ促した。

昨年度までの来所面接は、1 回行い研修案内をしていた。今年度からより制度を理解してもらうため、希望者のことを知るために 2 回実施になったことを活用し必要な情報を伝え、相手の反応や来所時の様子から見ながら判断し追加項目を伝えていくことを意識した。

認定前実習先への聞き取りは電話で行った。フォスタリング機関に研修が移行されたことを活かし実習の取り組み方や評価によって、実際に施設訪問を実施した。また月に 1 回開催している里専員連絡会にて研修、実習の様子などの共有方法を取り入れた。

○申請書類の内容確認

記入漏れがないか、訂正がないか確認をしていたが、里親制度理解の薄さからの見落としもあった。また、数回にわたり訂正のやり取りをした家庭があったため関係機関に確認を取り、里親希望の方に連絡を取った。

○家庭訪問調査

児童相談所、育成支援課との日程調整を行った。訪問時間が 3 時間 4 時間以上と長丁場になる為、生活に影響ない時間設定を行った。基本は 10 時か 14 時開始で実施。実子の年齢、親族に就労状況を考え考慮して調整した。同居家族全員に話を聞く為、訪問時に会えない場合は別日で訪問か、児童相談所に来所を促した。日程調整のため子細に家族状況(里父母、親族の就労、学校関係など)を読み込み、状況を確認したのちに調整した。

②登録更新手続き

・家庭訪問調査の日程調整 各関係機関と日程調整を行い訪問実施。

・家庭訪問調査

里父母、親族の現在の状況、変更点を聞き取る。委託家庭には子供の様子、今後の委託について、未委託家庭には今後の意向等を意識して聞き取りを行った。転居の場合は住居環境も聞き取り、部屋の使用状況も確認した。その他に関する変更点、特に就業に関しては具体的に聞き取り(電話可)調査書に反映させた。

2) 里親とのマッチング支援

マッチング会議を実施。新規里親、未委託里親、2 人目の委託希望里親をリスト化し共有。児童相談所の指導を下に子供の紹介からその後の交流も全て推進員が実働した。調整員としては状況を確認し、更新訪問にて方向性や希望の確認をした。

3) 自立支援計画書の作成

関係機関との日程調整、家庭訪問の同行、自立支援計画書の作成。自立支援相談員と推進員と協力をして実施。日程調整の際、家庭と家庭の距離、所要時間がかめず日程調整に苦戦した。幼稚園や保育園、学校についても考慮して調整。

(4) 里親訪問等支援事業（里親委託等推進員）

1) 業務内容の理解と実施

①一時保護受け入れ先の調整は、児童相談所主導の元を実施した。未委託家庭や定期訪問をフォスタリング職員のみで実施すること、同行する家庭の選別等は児童相談所の助言を受けて実施した。また、支援は計画に基づいて進めた。臨機応変に対処することは、関係性に影響を及ぼす恐れがあるため、慎重に実施する必要があった。レスパイトの受け入れ先の選定並びにマッチングは、児童相談所の指示・助言の元で実施した。

前半は、児相の指示を仰いでいた業務が、後半は推進員から児童相談所へ提案や単独で訪問、支援をする場面が増えてきた。

②里親子のケース状況により、学校や各関係機関との連携に差が生まれていた。各児童について、適宜制度説明や各ケースの進捗状況を共有し連携を取ってきた。特に密な情報共有が必要な児童については、訪問回数を増やし、ケースカンファレンスを実施している。安定した里親子に関しても、定期的に電話・サロン等の機会を設け、各関係機関への共有を図っている。

③面接対象者や面接場所の柔軟な実施方法の検討だけでなく、里親子合同面接等の実施の可能性等、里親子に還元できる工夫を検討していきたい。

子ども担当児童福祉司、心理司の協力を得て、心理面談後の時間に親子合同面接の機会を得ることが出来た。より里親子のニーズに応えられる面談の形を作りつつある。

④家事支援について里親に対する派遣事業の受け入れ先、手続き等の提示は不十分であったことから、少なからず混乱を招いた。派遣業者の導入後、フォスタリングチーム内で対応の統一と確認を行い、利用里親へも都度説明を行った。

2) 里親委託等推進員間の連携

学校訪問並びに通院同行など、定期的に対応が必要になるものについては、初回に推進員2名で同行した。2名で同行することで各々が臨機応変に対応出来る体制を整えてきた。また、幼稚園・小学校低学年等低年齢の児童の精神科通院に関しては、親子それぞれ別の診察時間の確保、同席のためにも必要に応じて2名で同行することを継続した。さらに、通院等以外にも必要に応じて2名で訪問等を行い、里親子双方の対応について役割分担を行い、より質の高い対応並びに多角的なアセスメントの機会とした。その他、日常的に各自が個別に対応したケースについて、口頭、メモ等を用いた細やかな共有を図ってきた。

(5) 養育家庭等自立支援強化事業(自立支援相談員)

①児童の進学支援・就労支援等に関する里親家庭への情報提供・相談援助

奨学金を申請するには、細かな内容の確認が必要となる。それは里親手当の扱いも同様である。里親子がスムーズに申請から受給までできるよう、正しい知識を常にアップデートし、案内することを心がけた。また里親子の状況によっては、直接訪問や面接をし、使い方を説明した。高校2年生には、事前に資金シミュレーションをすることで、来年度の進学イメージを持てるようにした。資金シミュレーションは、里親に対しても行うことで、進学する見通しを持つために安心材料になったと思われる。

②関係機関との連携

関係機関との連携には、非常に苦戦した。特に役所関係と共に行う申請手続きは、様々な法制度を理解し、活用する必要がある。また、措置解除後に児童本人が忘れずに行うべき手

続きも多くあった。役所や支援機関と役割を分担しつつ、10年間のアフターケアをどのようにしていくか考える機会となった。

フォスタリング機関の自立支援相談員は、措置解除前から関係機関と繋がり、顔を合わせて対応していく。また、自立支援相談員は役所や支援機関が対応する手続きや就労支援というよりも、日々の生活支援の役割が求められている。

里親子に関する自立の情報をすべて網羅することは難しいが、関係機関や各フォスタリング機関とも密に情報共有しながら、児童への最善の利益がもたらせるよう努力したい。

(6) 輪番制の導入について

養育家庭から「17時45分までの電話対応では、相談をするのに不便で、もう少し時間まで伸ばしてほしい」という要望があったこと、また、一時保護の委託先里親の調整及び委託家庭へ送り届けることによる超過勤務への対応が必要になっていた。そこで、20:00までの勤務を作り、負担が特定の職員に過重にかからないようにするため、輪番で実施することにした。

夜間体制取ったことで、夜間の電話相談と緊急一時保護児への対応を行った。

4. おわりに

里親家庭を訪問する機会が多い職員とそうでない職員との間で、里親家庭の把握にばらつきができた。年度前半には児童相談所から言われたことをこなすので精いっぱいという状況であったが、年度後半にはフォスタリングとしての意見を児童相談所に伝えることもできるようになってきた。

里親からはフォスタリング機関に対してより身近な相談者になってほしい、担当制を敷いてほしい、より機動性の高い活動をしてほしいという声をいただいた。児童相談所との関係性にも留意しながら民間機関としてどこまでの支援ができるのか、今後も検討していく必要がある。

以上